する特殊の関係のある個人）によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係（以下この号において「同一者による完全支配関係」という。）を「による完全支配関係（当該株式交換が無対価株式交換である場合にあつては、一の者が株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係（次項において「同一者完全支配関係」という。）又は株式交換完全親法人及び当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する者が株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を保有する関係（次項及び第十六項において「親法人完全支配関係」という。）がある場合における当該完全支配関係に限る。）」に、「同一者による完全支配関係が継続する」を「当該同一の者による完全支配関係が継続する」に改め、同号イ中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に改め、同号ロ中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に、「当該適格合併に係る合併法人が当該同一の者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係がない法人である場合」を「当該同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係がない場合」に、「が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同号ハ中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に、「によつて当該株式交換完全子法人及び株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「による完全支配関係」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項第一号中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超える数の株式（次号において「支配株式」という。）を直接又は間接に保有する関係（以下この号において「当事者間の支配関係」という。）」を「による支配関係（当該株式交換が無対価株式交換である場合にあつては、親法人完全支配関係がある場合における当該支配関係に限る。）」に、「当事者間の支配関係が継続することを「いずれか一方の法人による支配関係が継続すること（に、「が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同項第二号中「当該者が個人であるときは、当該個人及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）によつてそれぞれの法人の支配株式を直接又は間接に保有される関係（以下この号において「同一者による支配関係」という。）」を「による支配関係（当該株式交換が無対価株式交換である場合にあつては、同一者完全支配関係又は親法人完全支配関係がある場合における当該支配関係に限る。）」に、「同一者による支配関係が継続する」を「当該同一の者による支配関係が継続する」に改め、同号イ中「同一者による支配関係」を「当該同一の者による支配関係」に改め、同号ロ中「同一者による支配関係」を「と当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該同一の者による支配関係」に、「が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同項第三号中「同一者による支配関係」を「当該同一の者による支配関係」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「以外の株式交換」の下に「（無対価株式交換にあつては、親法人完全支配関係があるものに限る。）」を加え、同項第二号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（次号及び第四号」を「又は被現物出資法人（以下この項」に改め、同項第三号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「）が当該」を「）で当該」に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「もので当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同項第四号中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第六号中「が当該株式交換に係る株式交換完全子法人との間に当該株式交換完全親法人による完全支配関係」を「と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係」に、「が当該株式交換完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該株式交換完全子法人との間に当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併（法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式が交付されるものを除く。）、適格分割（同条第十二号の十一に規定する分割承継法人株式が交付されるものを除く。）又は適格現物出資（以下この号において「適格合併等」という。）を行う」を「合併法人等とする適格合併等（法第二条第十二号の八に規定する合併親法人株式が交付される適格合併及び同条第十二号の十一に規定する分割承継親法人株式が交付される適格分割を除く。）が行われる」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「（当該者が個人であるときは、当該個人及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係（以下この項において「同一者による完全支配関係」という。）を「による完全支配関係」に、「同一者による完全支配関係が継続すること（当該株式移転」を「当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該株式移転」に改め、同項第一号中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に、「当該適格合併に係る合併法人が当該同一の者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係がない法人である場合」を「当該同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係がない場合」に、「当該合併法人が」を「当該合併法人と」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同項第二号中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「株式移転完全親法人が当該株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「株式移転完全親法人による完全支配関係」に、「合併法人が当該株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「合併法人と当該株式移転完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係」に、「）を行う」を「）が行われる」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項第一号中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超える数の株式（以下この項において「支配株式」という。）を直接又は間接に保有する関係」及び「による支配関係」に改め、同号イ中「合併法人が」を「合併法人と」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同号ロ中「に当該株式移転完全親法人が」を「に当該株式移転完全親法人と」に、「の支配株式を直接又は間接に保有する関係」を「との間に当該株式移転完全親法人による支配関係」に改め、同項第二号中「（当該者が個人であるときは、当該個人及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）によつてそれぞれの法人の支配株式を直接又は間接に保有される関係（以下この号において「同一者による支配関係」という。）」を「による支配関係」に、「同一者による支配関係が継続すること（当該株式移転」を「当該同一の者による支配関係が継続すること（当該株式移転」に改め、同号イ中「同一者による支配関係」を「当該同一の者による支配関係」に改め、同号ロ中「同一者による支配関係」を「当該同一の者による支配関係」に、「によつて当該株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「による完全支配関係」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「（当該者が個人であるときは、当該個人及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係（以下この項において「同一者による完全支配関係」という。）を「による完全支配関係」に、「同一者による完全支配関係が継続すること（当該株式移転」を「当該同一の者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に、「当該適格合併に係る合併法人が当該同一の者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係がない法人である場合」を「当該同一の者と当該適格合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係がない場合」に、「当該合併法人が」を「当該合併法人と」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同項第二号中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に、「が当該株式移転完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「と当該株式移転完全親法人との間に当該同一の者による完全支配関係」に改め、同項第三号中「同一者による完全支配関係」を「当該同一の者による完全支配関係」に、「によつて当該株式移転完全親法人と当該株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「による完全支配関係」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「株式移転完全親法人が当該株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「株式移転完全親法人による完全支配関係」に、「合併法人が当該株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「合併法人と当該株式移転完全子法人との間に当該合併法人による完全支配関係」に、「）を行う」を「）が行われる」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項第一号中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超える数の株式（以下この項において「支配株式」という。）を直接又は間接に保有する関係」及び「による支配関係」に改め、同号イ中「合併法人が」を「合併法人と」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「との間に当該合併法人による完全支配関係」に改め、同号ロ中「に当該株式移転完全親法人が」を「に当該株式移転完全親法人と」に、「の支配株式を直接又は間接に保有する関係」を「との間に当該株式移転完全親法人による支配関係」に改め、同項第二号中「（当該者が個人であるときは、当該個人及びこれと前条第一項に規定する特殊の関係のある個人）によつてそれぞれの法人の支配株式を直接又は間接に保有される関係（以下この号において「同一者による支配関係」という。）」を「による支配関係」に、「同一者による支配関係が継続すること（当該株式移転」を「当該同一の者による支配関係が継続すること（当該株式移転」に改め、同号イ中「同一者による支配関係」を「当該同一の者による支配関係」に改め、同号ロ中「同一者による支配関係」を「当該同一の者による支配関係」に、「によつて当該株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「による完全支配関係」に改め、同項を同条第十九